

第 1 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

令和元事業年度における A 社の法人税額の計算上、土地甲に係る譲渡利益額 3,000 万円が益金の額に算入される。

(法人税法第 61 条の 13 第 2 項)

問 2

令和元事業年度における B 社の法人税額の計算上、譲渡収入 1 億 2,000 万円が益金の額に、譲渡原価 8,000 万円が損金の額にそれぞれ算入される。

(法人税法第 22 条第 2 項第 3 項第 1 号)

問 3

A 社の令和元事業年度の法人税の確定申告上、A 社が納付した課徴金は損金の額に算入されない。

(法人税法第 55 条第 4 項第 3 号)

問 4

A 社において、法人税法上、時価と譲渡対価の差額 700 万円が役員給与として取り扱われる。そして、当該役員給与は定期同額給与等に該当せず、その全額が損金の額に算入されない。(法人税法第 34 条第 1 項第 4 項)

問 5

C 社は、事実④の役員賞与に関して、支払の確定した日から 1 年を経過した日においてその支払があったものとみなし、当該賞与について所得税額を徴収し、国に納付しなければならない。(所得税法第 183 条第 1 項第 2 項)

第 1 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法第 64 条の 2 第 1 項第 3 項
②	×	C 社が E ら 5 人対して支払った報酬は特定課税仕入れに該当することから、C 社が消費税の納税義務を負う。 (消費税法第 5 条第 1 項, 第 4 条 1 項, 第 2 条第 1 項第 8 号の 2 第 8 号の 5)
③	○	所得税法第 9 条第 1 項第 15 号
④	×	F が限定承認をした場合、時価で譲渡したものと取り扱われるから、単純承認をした場合と A の令和元年分の所得税額は異なる。(所得税法第 36 条 1 項, 第 59 条第 1 項第 1 号)

第 2 問 答案用紙< 1 >

(租 税 法)

問題 1

問 1

(単位：円)

当期純利益の金額	(単位：円)
	加算すべき金額	減算すべき金額
(受取配当等についての申告調整)		
A社株式	, ,	6,500,000
B社株式	, ,	14,000,000
C社株式	, ,	600,000
(D社株式の譲渡についての申告調整)		
D社株式(源泉所得税等についての申告調整を除く。)	, ,	20,000,000
(所得税額の控除についての申告調整)		
剰余金の配当及びみなし配当に係る所得税・復興特別所得税	12,583,825	, ,
預金の利子に係る所得税・復興特別所得税	122,520	, ,
(役員給与についての申告調整)		
専務取締役E	4,500,000	, ,
常務取締役F	2,100,000	, ,
(減価償却資産についての申告調整)		
建物G	3,300,000	, ,
機械装置H	, ,	122,528
機械装置I	2,656,199	, ,
ソフトウェアJ	, ,	1,500,000
ソフトウェアK	, ,	6,640,000
(貸倒損失についての申告調整)		
得意先L社	1,200,000	, ,
仕入先M社	, ,	10,000,000

第 2 問 答案用紙< 2 >

(租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(交際費等についての申告調整)		
(1)に関する調整	5,050,000	, ,
(2)に関する調整	, ,	392,500
(租税公課の会計処理に関する申告調整)		
(1)の会計処理に関する申告調整	, ,	26,500,000
(2)の会計処理に関する申告調整	96,250,000	, ,
(3)の会計処理に関する申告調整	4,366,000	, ,
(4)の会計処理に関する申告調整	, ,	5,000,000
(退職給付引当金についての申告調整)	2,500,000	, ,
(その他の申告調整)
(欠損金についての申告調整)	, ,	43,500,000
(法人税額の計算)		
所得金額	
法人税額	
所得税額及び復興特別所得税額の控除額	12,706,345	
中間申告法人税額	
納付すべき法人税額	

第 2 問 答案用紙< 3 >

(租 税 法)

問 2

(単位：円)

[問]

1

	加算すべき金額	減算すべき金額
[資料] 1. についての申告調整	675,000	, ,
[資料] 2. についての申告調整	, ,	200,000
[資料] 3. についての申告調整	2,500,000	, ,
[資料] 4. についての申告調整	800,000	, ,
[資料] 5. についての申告調整	6,500,000	, ,

[問]

2

譲渡所得の金額

7,000,000

第 2 問 答案用紙< 4 >

(租 税 法)

問題 2

問 1

(単位：円)

1. 給与所得・退職所得	
(1) 給与所得の金額	20,750,000
(2) 退職所得の金額	14,800,000
(3) 課税退職所得金額に対する所得税額	3,348,000
2. 事業所得	
事業所得の金額	2,480,000
3. 譲渡所得	
総所得金額に含まれる譲渡所得の金額	1,663,000(注)
4. 雑損控除	
(1) 雑損控除の対象となる損失の金額	4,910,000
(2) 雑損控除の金額	1,770,000
5. 社会保険料控除の金額	1,272,000

(注) 総所得金額に含まれる譲渡所得の金額を計算するに当たり、以下の仮定を置いている。

- ① 著作権の譲渡に関しては、問題文において「本著作物に係る取得費及び譲渡費用はない。」と明記されていることから、概算取得費控除(収入金額×5%の取得費算入)を適用せず、取得費をゼロとして計算している。
- ② 5. 雑損控除に関する事項に記載のある480,000円の貴金属の盗難は、生活に通常必要でない資産の損失(所得税法62条)に該当するものと考えられる。しかし、当該貴金属の取得費は不明であることから概算取得費控除(収入金額×5%の取得費算入)の規定により算定した額を譲渡益から控除している。

問 2

(単位：円)

1. 配当所得	
(1) 配当に係る源泉所得税の金額(復興特別所得税を含めない。)	240,000
(2) 配当所得の金額	1,057,500
(3) 配当控除額	105,750
2. 給与所得	
(1) 特定支出の額	1,200,000
(2) 給与所得の金額	6,180,000
3. 配当所得・給与所得以外の総所得金額	
配当所得・給与所得以外の総所得金額に含めるべき金額	110,000
4. 所得控除	
生命保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除の合計額	209,800

第 2 問 答案用紙< 5 >

(租 税 法)

問題 3

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1) 課税売上額 (免税売上及び非課税資産の輸出等を含まない。)	3,921,350,000
(2) 免税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。)	1,188,000,000
(3) 非課税資産の輸出等の金額	1,120,000
(4) 非課税売上額 (非課税資産の輸出等を含まない。)	384,836,400
(5) 課税売上割合の計算式の分子の金額	5,110,470,000
(6) 課税売上割合の計算式の分母の金額	5,495,306,400

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの	260,089,770
(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの	228,690
(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	2,752,470

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

274,796,220

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

(1) 控除対象仕入税額	
① 個別対応方式による場合	262,566,993
② 一括比例配分方式による場合	236,763,837
(2) 売上げの返還等対価に係る税額	4,974,450
(3) 貸倒れに係る税額	504,000
(4) 中間納付額 (前課税期間の実績によっている。)	4,950,000